

非常変災時の登下校について

【レベル5 特別警報が発表されている場合】

★最大限の警戒を行い、ただちに命を守る行動をとってください。

1 登校前

- 午前7時現在、堺市にレベル5 特別警報が発表されている場合は、臨時休業とします。

2 始業後

- 原則として、ただちに授業を中止し、学校でこどもを保護します。

【暴風警報が発表されている場合】

1 登校前

- 午前7時現在、堺市に暴風警報が発表されている場合は、臨時休業とします。

2 始業後

- 原則として、ただちに授業を中止し、学校でこどもを保護します。気象状況に応じて、下校する際に保護者等の迎えが必要な場合は、保護者等の迎えがあるまで学校でこどもを保護します。

【レベル3 大雨警報・レベル4 大雨危険警報が発表されている場合】

1 登校前

- 午前7時現在、堺市にレベル3 大雨警報が発表され、かつ、JR 阪和線、南海高野線及び南海本線の3線が全て運休している（一部運休は除く）場合は、臨時休業とします。
- 午前7時現在、レベル4 大雨危険警報が発表された場合は、臨時休業とします。
- 線状降水帯の発生が予想され、こどもたちに危険が及ぶ雨量と判断される場合については、上記の条件を満たしていなくても、臨時休業とすることがあります。その場合は、事前に学校よりお知らせいたします。

2 始業後

- 気象状況に応じて終業時刻を繰り上げ、帰宅させる場合があります。保護者等の帰宅が困難な場合は、保護者等の迎えがあるまで学校でこどもを保護します。

- 上記の警報が午前7時までに解除された場合でも、道路の冠水、河川の増水、橋梁の決壊、崖崩れなどで、登校が危険な場合があります。安全を確認したうえで、登校してください。
- 局地的な大雨など、危険が感じられるときは、決して無理に登校しないでください。

【熱中症特別警戒情報が発表されている場合】

- 前日の午後2時に発表される、翌日を対象とした熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）が大阪府に発表された場合は、臨時休業とします。その場合は、前日の午後2時以降に学校よりお知らせいたします。（通知日以前の発表事例はなし）

＜熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）とは＞

翌日の気象条件等の予想に基づき、「健康に重大な被害が生じるおそれがある」ことが予想される場合、14時に都道府県単位で翌日の熱中症特別警戒情報が発表されます。

例：8月27日午後2時に環境省から発表 ⇒ 8月28日は臨時休業

【雷が鳴っている場合】

1 登校前

- 雷が収まるまで自宅に待機してください。一般的には、最後の雷鳴から30分以上経過すれば、雷雲は去ったと判断できます。

2 始業後

- 屋外での活動を中止し、雷が収まり、30分以上経過するまで子どもを屋外に出さないようにします。
- 下校時に雷が鳴っている場合は、下校時間を遅らせるなどの措置をとります。

【大地震発生の場合】

1 登校前

- 堺市域（一部でも）に震度5弱以上の地震が発生した場合は、臨時休業とします。
- 震度4以下の地震であっても、危険が感じられるときは、決して無理に登校しないでください。
- 状況によっては、「始業時刻の変更」、「臨時休業」の措置をとることがあります。

2 始業後

- こどもの安全を確保し、引き渡しが可能と判断できる場合は、速やかに保護者等に引き渡します。保護者等への引き渡しが困難な場合は、保護者等の迎えがあるまで、学校で子どもを保護します。（幼・小・支）
- こどもの安全を確保し、教職員が校区内安全確認後、可能であれば帰宅させます。また、状況によっては保護者に連絡をします。（中・高）

【津波警報・大津波警報が発表されている場合】

- 各家庭で津波が発生したときにとるべき行動や、避難場所等をあらかじめ話し合っておいてください。

1 登校前

- 津波避難対象地域
 - ・津波警報、大津波警報⇒市から避難指示が出ますので、直ちに避難を開始してください。
- 津波注意地域
 - ・津波警報 ⇒情報収集に努めてください。大津波警報に更新され、想定を上回る津波が発生する可能性も考えられるため、注意してください。
 - ・大津波警報⇒想定を上回る津波が発生した場合、市から避難指示が出ますので、直ちに避難を開始してください。

2 始業後

- 津波避難対象地域・津波注意地域の学校は、ただちに授業を打ち切り、こどもの安全を確保し、避難目標に向かって避難誘導（水平避難）します。
- 引き渡しが可能と判断できる場合は、速やかに保護者等に引き渡すようにします。保護者等への引き渡しが困難な場合は、保護者等の迎えがあるまで避難所（学校）で子どもを保護します。